

厚生労働省発障0410第23号  
平成27年4月10日

岡田 幸之 殿

厚生労働事務次官



平成27年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野）））国庫補助の交付基準額等について

標題の国庫補助については「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」（平成10年4月9日付け厚生省告示第130号。以下「規程」という。）により行われているところであるが、平成27年度における規程第9条第1項の研究課題及び交付基準額、規程第10条第1項の交付申請書の提出期限等については、それぞれ次のとおりとする。

1 研究課題 観察法制度分析を用いた観察法医療の円滑な運用に係る体制整備・周辺制度の整備に係る研究  
(課題番号) H27-精神-指定-001

2 交付基準額 金6,994,000円  
(うち間接経費1,614,000円)

※ 他府省等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに担当課（室）へ報告し、いずれかの研究を辞退すること。なお、特例民法法人等から交付される場合には速やかに担当課（室）へ報告し、指示に従うこと。これらの手続きをせず、同一内容の研究費の採択が明らかになった場合は当省の研究課題の採択を取消し、また、交付決定においては、研究費の返還を求めることがある。

3 提出期限 平成27年4月30日